

平成 24 年度 税制改正大綱 (厚生労働省関係)

平成 23 年 12 月 10 日



厚生労働省

目 次

I. 子ども・子育て

1 ページ

- * ① 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置
- ② 平成 24 年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

II. 医療・介護等

2 ページ

- ③ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続
- ④ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続
- ⑤ 社会保険診療報酬の所得計算の特例
- * ⑥ 研究開発税制(増加型・高水準型)の延長
- * ⑦ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
- ⑧ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ
- ⑨ 改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置
- ⑩ 改正介護保険制度の施行に伴う税制上の所要の措置
- ⑪ 無料低額老人保健施設に係る減免措置の規定の見直し

III. 年金

3 ページ

- ⑫ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

IV. 就労促進

3 ページ

- ⑬ 配偶者控除の見直し
- ⑭ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置
- * ⑮ 新築住宅に係る特例措置の延長

V. 生活衛生関係

4 ページ

- ⑯ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
- ⑰ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長
- ⑱ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充
- * ⑲ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

VI. その他の主な施策

5 ページ

- * ⑳ 中小企業投資促進税制の拡充
- * ㉑ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長

※本資料は、平成 24 年度税制改正大綱より厚生労働省関係部分を抜粋し、要望項目に沿った標題を追記したもの。

※番号の前に * 印を付している項目は主要望官庁が他省庁で、共同要望をしている項目。

I. 子ども・子育て

*① 子ども・子育て新システムの構築のための税制上の所要の措置 〔所得税、個人住民税等〕

子ども・子育て新システムに基づく給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。〔24、26 ページ〕

② 平成 24 年度以降の子どものための現金給付に係る税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

平成 24 年度以降の子どものための現金給付について、所要の法整備が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。〔25、26 ページ〕

II. 医療・介護等

③ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続 〔事業税〕

④ 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の存続 〔事業税〕

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置については、国民皆保険の中で必要な医療を提供するという観点や税負担の公平を図る観点を考慮した上で、地域医療を確保するために必要な措置について引き続き検討します。

事業税における医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療を確保するために必要な具体的な措置等についてのこれまでの議論を踏まえつつ、平成 25 年度税制改正において検討することとします。〔75 ページ〕

⑤ 社会保険診療報酬の所得計算の特例 〔所得税〕

会計検査院から意見表示がなされている社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置の見直しについては、会計検査院から指摘された制度の適用対象となる基準のあり方等に留意しつつ、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で、平成 25 年度税制改正において検討することとします。〔73 ページ〕

***⑥ 研究開発税制(増加型・高水準型)の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税〕

試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の 10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度の適用期限を 2 年延長します。〔42 ページ〕

***⑦ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長**

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を 2 年延長します。〔43 ページ〕

⑧ 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ

〔たばこ税、地方たばこ税〕

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。

平成 25 年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を十分に見極めつつ判断していきます。

また、今後のたばこ事業のあり方の検討に際しては、平成 22 年度税制改正大綱及び平成 23 年度税制改正大綱で示した方針並びに復興財源確保法※に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意します。〔9 ページ〕

※「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 117 号)

⑨ 改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等について、次の見直しを行います。

ロ 収用対象事業用地の買取に係る簡易証明制度の対象に、社会福祉法人等の設置に係る児童発達支援センターを追加します。〔19、23 ページ〕

⑩ 改正介護保険制度の施行に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、法人税、登録免許税、消費税、地価税、個人住民税、法人住民税、事業所税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税〕

医療費控除の対象範囲に、介護福祉士等が診療の補助として行う喀痰吸引^{かくたん}等に係る費用の自己負担分を加えます。〔25、26 ページ〕

消費税が非課税とされる介護サービスの範囲に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び地域支援事業として要支援者等に対して行われる資産の譲渡等を加えることとします。〔65 ページ〕

老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、対象となる事業に複合型サービス福祉事業を追加するとともに、老人居宅介護等事業に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る事業を追加します。〔38、40 ページ〕

⑪ 無料低額老人保健施設に係る減免措置の規定の見直し

〔固定資産税〕

生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の非課税措置について、無料又は低額利用に係る入所者の割合の算定方法の見直しを行います。〔36 ページ〕

Ⅲ. 年金

⑫ 事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続

〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税〕

平成 24 年 3 月 31 日をもって廃止される適格退職年金制度に関し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについて、現行の適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置を講じます。

〔27、49 ページ〕

Ⅳ. 就労促進

⑬ 配偶者控除の見直し

〔所得税、個人住民税〕

配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で検討します。〔76 ページ〕

⑭ 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税等〕

雇用保険法の失業等給付について、所要の法律改正が行われ、税制上の措置が必要となる場合には、次の措置を講じます。

イ 所得税を課さないこととします。

ロ 国税の滞納処分による差押えを禁止します。〔25、26 ページ〕

* ⑮ 新築住宅に係る特例措置の延長

〔固定資産税〕

新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長します。〔38 ページ〕

新築住宅等に係る固定資産税の減額措置については、住宅ストックが量的に充足している現状を踏まえ、住宅の質の向上を図る政策への転換、適正なコストによる良質な住宅の取得等の住宅政策の観点から、平成 26 年度税制改正までに、社会経済の情勢を踏まえつつ、他の税目も含めた住宅税制の体系と税制上支援すべき住宅への重点化等そのあり方を検討します。〔75 ページ〕

V. 生活衛生関係

⑯ 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔法人税〕

共同利用施設の特別償却制度の適用期限を1年間延長します。〔47 ページ〕

⑰ 公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長

〔所得税、法人税〕

公害防止用設備の特別償却制度について、対象資産からPCB汚染物等無害化処理用設備及び石綿含有廃棄物等無害化処理用設備を除外した上、その適用期限を2年延長します。〔46 ページ〕

⑱ 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充

〔固定資産税〕

公害防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を2年延長します。

ロ 指定物質の排出抑制施設については、対象にフッ素系溶剤に係る活性炭利用吸着式処理装置を含むドライクリーニング機を追加した上、課税標準を価格の2分の1（現行 3 分の 1 ）とします。〔36 ページ〕

* ⑲ ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し

〔固定資産税〕

観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価の見直しについて、現在実施している実態調査等の結果を踏まえ、家屋類型間の減価状況のバランスも考慮の上、具体的な検討を進め、平成 27 年度の評価替えにおいて対応します。〔42 ページ〕

VI. その他の主な施策

* ⑳ 中小企業投資促進税制の拡充

〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業投資促進税制について、対象資産に製品の品質管理の向上に資する試験機器等を追加するとともに、デジタル複合機の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長します。〔43 ページ〕

* ㉑ 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長

〔登録免許税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定事業再構築計画等又は認定中小企業承継事業再生計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を次の通り見直した上、その適用期限を 2 年延長します。

イ 分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記

1,000 分の 5(現行 1,000 分の 3.5)

ロ 分割による法人の設立等の場合における次の登記

(イ) 不動産の所有権の移転登記 1,000 分の 4(現行 1,000 分の 2)

(ロ) 船舶の所有権の移転登記 1,000 分の 23(現行 1,000 分の 12) 〔31 ページ〕

※社会保障・税に関わる共通番号制度の導入に伴い税務分野において必要となる対応については、「社会保障・税番号大綱」(平成 23 年 6 月 30 日政府・与党社会保障改革検討本部決定)を踏まえ、「番号法案」の具体化を受けて検討を行います。〔76 ページ〕